

平成 31 年 4 月 12 日
土地・建設産業局建設業課

中央建設業審議会 専門ワーキンググループ（第 1 回）の開催 ～民法改正を受けた約款改正について議論開始～

中央建設業審議会では、専門のワーキンググループを設置し、改正民法（平成 32 年 4 月施行予定）の内容を踏まえて、「建設工事標準請負契約約款」を見直します。

○中央建設業審議会では、建設工事の請負契約の片務性の是正と契約関係の明確化・適正化のため、公正な立場から「建設工事標準請負契約約款」を作成し、受注者、発注者双方にその実施を勧告しています。

○今般、平成 32 年 4 月から施行予定の改正民法[※]の内容を踏まえて同約款の見直しを行うため、建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ（WG）を設置、下記のとおり第一回会合を開催することとしましたので、お知らせします。

※民法のうち、債権関係の規定を抜本的に見直したもので、瑕疵担保責任に関する内容等の見直し等が行われている。

記

1. 日 時 平成 31 年 4 月 16 日（火）15:00～17:00

2. 場 所 中央合同庁舎 3 号館 11 階 特別会議室
（東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 3）

3. 委員名簿 別紙 1 のとおり

4. 議 題 （予定）

- ・改正民法の概要について
- ・WGにおける検討事項（案）について

5. 取材等

会議は傍聴可能ですが、座席数には限りがあります。また、カメラ撮りは冒頭（議事に入るまで）のみ可能です。

※傍聴・カメラ撮りをご希望の方は、会場の都合上事前登録が必要ですので、別紙 2 に必要事項を記入の上、4 月 15 日（月）14 時まで FAX にてご提出ください。

6. その他

会議資料及び議事録等は、後日、国土交通省ホームページで公表します。

以上

【お問い合わせ先】

国土交通省 土地・建設産業局建設業課

建設業政策企画官 平 林 企画専門官 田 中 経営指導係長 田 嶋

代表電話：03-5253-8111（24734、24756） 直 通：03-5253-8277

F A X：03-5253-1553